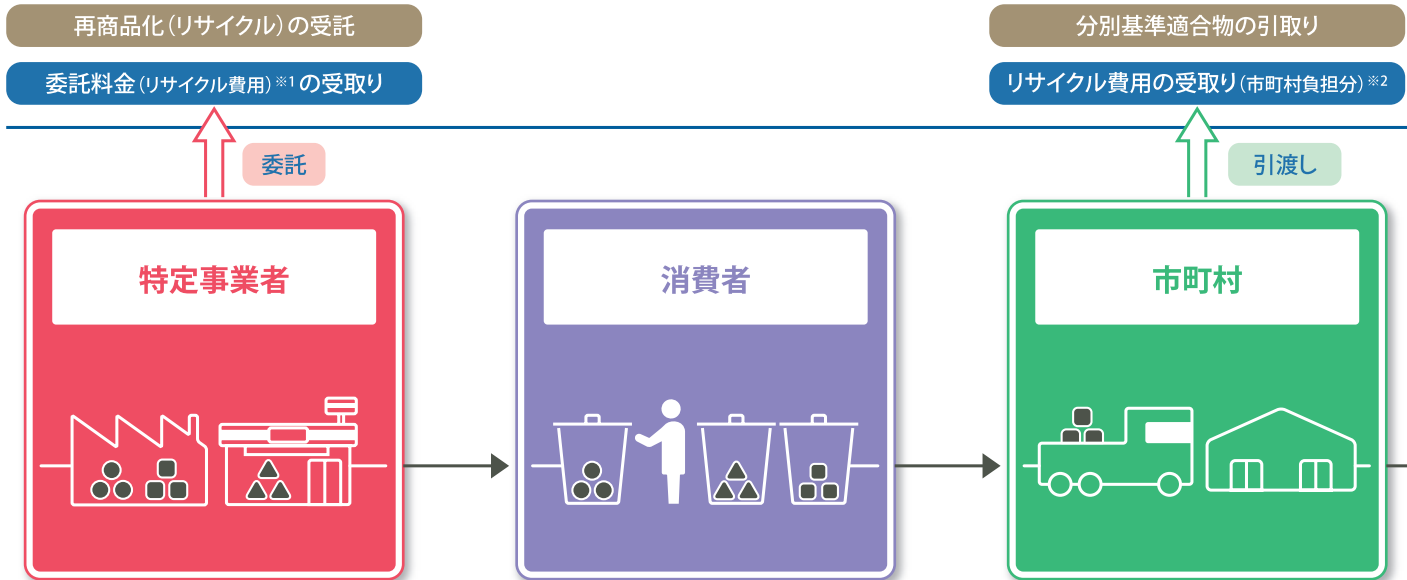


公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会



●リサイクル(再商品化)義務の履行

当協会は、特定事業者から委託を受けて再商品化(リサイクル)を実施します。特定事業者は、委託料を協会に支払うことにより再商品化したものとみなされます。

特定事業者とは

- 容器や包装を利用する中身製造事業者
- 商品を販売する際に容器や包装を利用する小売・卸売事業者
- 容器の製造事業者
- 容器包装に入った商品の輸入販売事業者
- 容器を輸入する事業者

*小規模事業者は適用除外

■小規模事業者とは

業種	売上高	従業員
製造業等	2億4,000万円以下	かつ20名以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ5名以下

※1 容器包装リサイクル法の改正によって、平成20年度から市町村への資金拠出制度が始まりました(10条の2)

●分別排出

簡単な水洗い等の後、排出

消費者には、市町村が定める分別排出のルールに従って容器包装ごみを排出することが求められています。そうすることで、再商品化(リサイクル)しやすく、資源として使えるようになるわけです。ほんの少しの注意を払うこと、それがリサイクルの第一歩なのです。

●分別収集

収集・分別等を行い「分別基準」に適合させる

市町村が法に従って収集、異物の除去などを行い、指定保管施設に保管した容器包装廃棄物(分別基準適合物)を、当協会は、市町村との契約により、引取って再商品化を行います。

※2 再商品化義務の適用が除外されている小規模事業者の排出分は、市町村が負担します

- PETボトルのように有償で落札(再商品化事業者から協会に対して支払いが行われるもの)されたものについては、その支払い額の全額(消費税分は除く)が市町村に寄付(拠出)されます